

警察犬及び指導士の嘱託等に関する訓令

昭和44年11月13日
本部訓令第16号

(沿革) 平成2年1月本部訓令第2号、15年3月第8号改正

警察犬等の嘱託および使用に関する訓令を次のように定める。

警察犬及び指導士の嘱託等に関する訓令

警察犬等の選考ならびに使用に関する規程(昭和30年茨城県警察本部訓令第48号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この訓令は、茨城県警察における警察犬の適切な運用を図るため、警察犬及び指導士の嘱託等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において「警察犬」とは、警察活動に使用する犬をいう。

2 この訓令において「指導士」とは、警察犬の訓練及び指導を行う者をいう。

(警察犬・指導士選考委員会)

第3条 警察本部に警察犬・指導士選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

2 選考委員会は、警察犬及び指導士の選考を行う。

3 選考委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

4 委員長は、刑事部長をもって充てる。

5 委員長は、会務を総理する。

6 副委員長は、刑事部参事官兼刑事総務課長及び組織犯罪対策統括官をもって充てる。

7 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、刑事部参事官兼刑事総務課長の職にある副委員長がその職務を代行する。

8 委員は刑事部鑑識課長、刑事部捜査第一課長、刑事部捜査第三課長、刑事部組織犯罪対策課長及び刑事部科学捜査研究所長並びに警察犬について知識を有する者の中から警察本部長が委嘱した者をもって充てる。

9 前8項に規定するもののほか選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

10 選考委員会の庶務は、刑事部鑑識課において処理する。

(警察犬の選考)

第4条 警察犬の選考は、警察活動のために必要な適格性を有しているかどうかについて、実地に審査して行う。

2 前項の審査は、おおむね年1回行なう。

3 第1項の審査に関し必要な事項は、その都度選考委員会において定める。

(警察犬及び指導士の嘱託)

第5条 警察犬及び指導士は、選考委員会の選考に基づき、警察本部長が嘱託する。

- 2 前項の嘱託は、警察犬所有者に警察犬嘱託書(別記様式第1号)及び警察犬章(別記様式第2号)を、指導士に警察犬指導士嘱託書(別記様式第3号)及び指導士用腕章(別記様式第4号)を交付して行なう。
- 3 警察犬及び指導士の嘱託期間は、当該嘱託の日から次期選考に基づいた嘱託の日までの間とする。

(嘱託の解除)

第6条 警察本部長は、警察犬又は指導士が次の各号の一に該当するときは、嘱託を解くものとする。ただし、第4号又は第5号の規定により嘱託を解く場合は、あらかじめ、選考委員会の意見を聴くものとする。

- (1) 警察犬の所有者又は指導士が嘱託の辞退を申し出たとき。
- (2) 警察犬の所有者に変更があったとき。
- (3) 警察犬が死亡したとき。
- (4) 疾病その他の理由により警察犬としての適格性を有しなくなったと認められたとき。
- (5) その他嘱託を継続することが適当でないと認められたとき。

(警察犬の出動)

第7条 警察犬は、次の各号の一に該当する場合に出動させることができる。

- (1) 犯罪に関係があると認められる人又は物件を捜索するとき。
- (2) 犯罪に関係があると認められる人又は物件を選別するとき。
- (3) その他警察活動上、警察犬の出動を必要と認めるとき。

(警察犬の出動の要請)

第8条 警察署長は、警察犬の出動を必要と認めるときは、事件又は事案の概要、原臭保有物の種別及び状態、警察犬の出動を必要と認める理由等を明らかにして、速やかに警察本部長にその出動を要請するものとする。ただし、急を要するときはこの限りでない。この場合においては、事後速やかに事件又は事案の概要、出動警察犬名、指導士の氏名、その出動の状況等を警察本部長に報告するものとする。

- 2 刑事部鑑識課長は、警察本部長が警察犬の出動を承認したときは、警察犬及び指導士の中から、適当と認めるものに出動を要請するものとする。

(捜査主任官の責務)

第9条 捜査主任官は、警察犬の特性を理解し犯罪の捜査に当たっては積極的に活用するものとする。

- 2 捜査主任官は、警察犬を出動させるときは、警察犬が有効に活動できるように努めなければならない。

(報告)

第10条 警察署長は、警察犬を出動させたときは警察犬出動報告書(別記様式第5号)により警察本部長に報告しなければならない。

(謝金及び表彰)

第11条 この訓令の規定に基づき警察犬を出動させたときは、その所有者及び指導士に対して謝金を支弁する。

- 2 出動した警察犬に特に功労があつたと認められるときは、当該警察犬の所有者又は指導士を表彰するものとする。

(備付簿冊)

第 12条 刑事部鑑識課長は、次の簿冊を備えて所要事項を記録しておくものとする。

- (1) 警察犬及び指導士台帳(別記様式第6号)
- (2) 警察犬出動簿

附 則

この訓令は、昭和44年11月15日から施行する。

附 則 (平成2年1月24日本部訓令第2号)

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月26日本部訓令第8号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

(別記様式略)